

第9号 「東三河後見センター」会報

09年7月15日発行

発行者：NPO 法人 東三河後見センター TEL (0533) 80-2707 FAX(0533)80-2708

東三河後見センターが「認定 NPO 法人」に認定

(認定有効期間：平成21年7月1日～平成26年6月30日)

昨年8月国税庁に「認定 NPO 法人」認定のための申請書を提出していましたが、本年7月1日付で認定されましたことを皆様にご報告いたします。

(次ページに関連記事記載)

第3回通常総会が開催されました・・・平成21年5月17日(日)

会員の皆様、総会への出席ご苦労様でした。

全会員の皆様には、「第3回通常総会」で承認された議案書送付をもって、平成21年度の事業計画・収支予算等についてご報告いたしました。

平成21年度は当法人に期待される具体的ニーズに応えると同時に、当センターの活動範囲とする豊川・新城・蒲郡を中心とした地域で、成年後見制度等の普及・啓発活動を活発におこない、権利擁護のセーフティネットを地域に広げていくことが総会で確認されました。

「成年後見講演会」好評でした・・・平成21年5月17日

演題「実践から見る成年後見活動」

講師：司法書士 足木充邦氏

(社) 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部会員

NPO 法人 東三河後見センター 賛助会員

5月17日総会後、上記の内容で講演会が行われました。当日は、福祉・介護保険関係事業所職員や多くの市民が参加され、実際に後見人等を受任されている経験豊かな司法書士の実践報告を聞くことができました。会場からの質問にも具体的に答えていただき、好評でした。

新事務局員 生田暁美氏ご紹介

現在、成年後見制度の相談支援・後見人等受任を4名の事務局メンバーで担当していましたが、8月より生田暁美氏が新たに事務局員に加わってくださることになりました。

生田氏は、社会福祉士（ばあとなあ研修終了）・介護支援専門員として社会福祉法人や地域包括で活躍してこられ、地域で民生委員の経験もあります。（7月法人理事会承認）

認定NPO法人に認定されました、積極的に支援・寄附のお願いを

代表理事 長谷川卓也

<NPO法人東三河後見センターが追求してきたもの>

NPO法人東三河後見センターがめざしてきたのは、一口で言えばNPO法人の「設立趣旨」で掲げた「権利擁護のセーフティネット」でした。

まずは成年後見制度などについて気軽に相談できるセンターをめざし、無料で多数の相談を受けました。「市役所に行って相談したら、成年後見制度の事だったら、東三河後見センターに相談するといいですよ」と紹介されてやってくる市民が後を絶たない状態です。

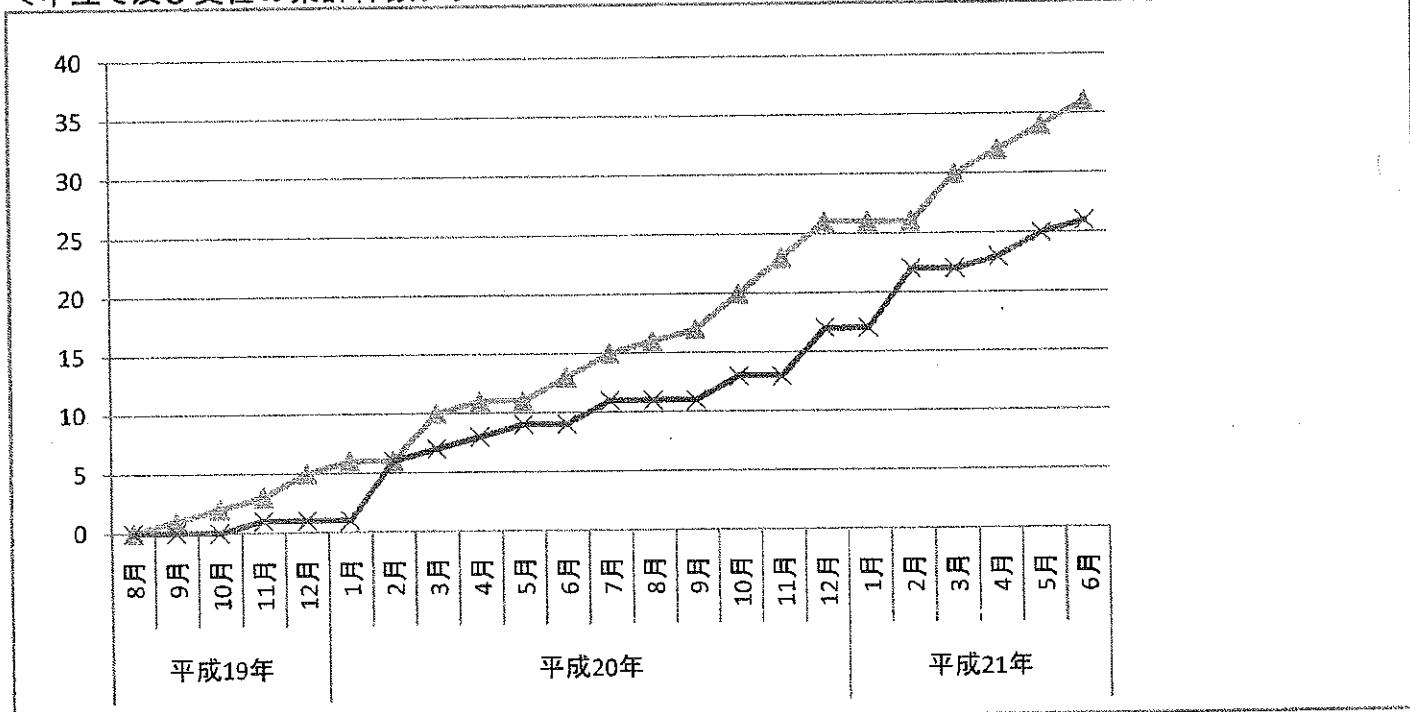
相談に来る市民が実際に成年後見制度の利用を必要としているかどうかは、よく話を聞いてみないと分かりません。まず介護保険のサービスが必要な場合や、当センターがいざという時に気軽に相談でき、頼りになることを知って、それだけで安心してお帰りになる方も多いのです。相続問題の前哨戦のような状態など紛争中のものは弁護士さんなどを紹介します。

もちろん、「セーフティネット」ですから、本当にすぐに成年後見制度を利用したほうが良い方は具体的な申立ての相談になります。多額の消費者被害を受けていたり、虐待を受けていて危ないというような緊急ケースもあります。ご家族、ご親族がいる方は、その中に後見人等の候補者を探していただきます。みな高齢化していたり、ご家族も障害があるなど、ご家族ご親族の中には後見人等になっていただく適切な方がいない場合、当センターが法人後見を受けることもあります。家庭裁判所（名古屋家庭裁判所豊橋支部の場合が多い）（ ）して申立てをし、あるいは法人後見等の受任をした件数の推移は次のとおりで、6月までに申立て支援が36件、法人後見等（保佐、補助を含む）の受任が26件です。

月別申立て及び受任開始件数

	平成19年					平成20年												平成21年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申立て累計件数	0	1	2	3	5	6	6	10	11	11	13	15	16	17	20	23	26	26	26	30	32	34	36
受任累計件数	0	0	0	1	1	1	6	7	8	9	9	11	11	11	13	13	17	17	22	23	25	26	

<申立て及び受任の累計件数グラフ>



年	平成19年					平成20年												平成21年						合計	
	月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
申立て			1	1	1	2	1		4	1		2	2	1	1	3	3	3			4	2	2	2	36
受任開始					1			5	1	1	1		2		2		4		5	1	2	1	2	1	26

＜課題がはっきりしてきました＞

当センターの実務に携わっている主なメンバーは、日本社会福祉士会の成年後見人養成講座を修了した社会福祉士3人で、いずれも年金生活者です。2年間は全員無給でした。成年後見人等を受任しても、その報酬は1年後か1年半後に裁判所に報酬付与も申立てをしてからでないと得られず、しかも、その金額は多くの人が思っているよりかなり低いからです。要するに、成年後見の仕事では普通の賃金を支払うことができないのです。これでは、普通の給料を必要とする”若手“が働くことができません。急速に増加している成年後見のニーズに対し、一肌脱いだ年金生活者だけの労働力では限界があります。

多くの方の成年後見人等を法人として受任した限りは、この法人を数十年にわたり維持・継続させる責任があります。法人の経営問題です。とりわけ資金問題が課題です。

成年後見の報酬だけでは経営が難しいのははっきりしてきました。ほかに考えられるのは「会費・寄附」と「業務委託（受託）費」です。「事業報酬」「会費・寄附」「業務委託（受託）費」を資金の3本柱にすることが当センターの経営の継続性を担保するものと考えています。

業務委託は、豊川、蒲郡、新城の各市との業務委託契約の締結が鍵です。相談や受任の状況を分析すると、その可能性は大きいと考えていますが、少し先の話です。まずは「寄附」がメインテーマです。

＜認定NPO法人に認定されて・・・＞

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものをいいます。7月1日現在の認定NPO法人の数は全国で95法人です。

認定の有効期間は5年間です。（当センターの認定有効期間は平成21年7月1日～平成26年6月30日）

認定NPO法人は、寄附金に対して次のような特例措置があり、非課税になります。

① 個人が認定NPO法人へ寄附した場合

その年中に寄附した額の合計額から5千円を控除した金額をその年分の総所得金額から控除できる。

② 法人が認定NPO法人へ寄附した場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に次の算式による損金算入限度額が設けられている。

(資本金×0.25%+所得金額×5%) × 1/2

③ 相続財産を認定NPO法人に寄附した場合

相続又は遺贈による財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附した場合は、寄附した財産は非課税となります。

東三河後見センターの目的と活動を語り、個人、法人を問わず、支援をお願いしてください！

一つ一つ実績を作り、経営基盤を安定させてゆきましょう。

＜成年後見講座の参加者が増加中＞

今年度の市民活動委員会は、多くの専門職、ご家族の方などが法定後見の申立てに具体的に携われるようになるための講座を開催中です。まだ始まったばかりですが、会員以外の方も含めて参加者がじわじわと増えているような気配です。当センターに蓄積した知識やノウハウを多くの方に普及することは、成年後見制度の普及・啓発活動として最も特徴ある活動と考え、喜んでいます。

すでに終了した内容と今後の予定です。毎月第3水曜日の午後7時～1時間半程度、会場は毎回ウイズ豊川です。多くの方の参加をお待ちしています。

終了したもの

6月17日 成年後見講座1 相談から申立てまでの基礎知識

7月15日 成年後見講座2 申立書を書いてみよう（1）

今後の予定

8月19日 成年後見講座3 申立書を書いてみよう（2）

9月16日 成年後見講座4 後見人等を受任した時に行うこと

10月21日 成年後見講座5 財産管理と身上監護

会員さん紹介

医療法人 信愛会 介護老人保健施設 おとわの杜

支援相談員 中村亜紀子

福祉の根本は本人支援にある

知的障害者授産施設の指導員を経て、介護老人保健施設の支援相談員として勤め始め、早いもので4年が経とうとしています。

私が「東三河後見センター」に出会ったのは、前身である「後見制度を考える会」の頃でした。当初は勉強会にもほとんど参加できず、資料のみ目を通すということが続っていました。最近は勉強会にも少しずつ参加させていただくことができ、とてもよい刺激をうけています。

障害者施設から、老人施設へ業種は変わりましたが、福祉の根本は本人支援にあると考えています。しかしながら、障害者支援においても、老人支援においても、家族の力に頼らざるを得ない現状があると思います。特に在宅復帰という老健で、その機能を果たしていくには、受け皿となる家族、支援者のバックアップが必要不可欠です。入所アセスメントの際には、ご利用者様の持っている社会資源を確認しています。

今後の方向性と希望を確認していく中で、ご利用者様の希望よりもご家族様の希望に添うことが少なくありません。また、施設の利用に困難となる要因がないかを確認させていただいているが、ご家族様のご協力がなく、残念ながら施設利用ができなかつた事例もあります。

介護保険施設として、身元引受・身元保証の件も含め、どのように成年後見制度を利用していくべきのか分からぬことが多いですが、異業種の方と多く関わり、広く意見を聞くことで、本人支援のよい糸口が見つかることを期待しています。

平成21年度会員納入のお願い

・・・・・・振込先・・・・

豊川信用金庫 本店 普通預金
店番 001 口座番号 3376670

口座名義：特定非営利活動法人東三河後見センター 代表理事 長谷川卓也

振込手数料につきましては、ご負担下さいますようお願いいたします。

特定非営利活動法人東三河後見センターが
「認定 NPO 法人」として、新たなスタートを切りました。
皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

このたび NPO 法人東三河後見センターが国税庁から寄附金に税制優遇措置を受けることができる NPO 法人として認定されました。

これまで、高齢者や障害者に対する権利擁護のセーフティネットとして、専門職、関係機関、行政、市民とのネットワークを構築し、地域福祉への貢献活動を展開する一方、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下し、ご自身では、財産管理が難しくなってきた方などに、成年後見制度を利用した支援活動を行ってまいりました。

今後とも、より一層皆様のご期待にそえる非営利活動を展開していくために、認定 NPO 法人としての財務基盤の充実を図り、地域福祉への貢献活動を推進してまいります。

つきましては、平素よりご理解とご高配を戴いております企業及び地域の皆様方には、これを機により一層のご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 東三河後見センター
代表理事 長谷川 順也

ご参考

- ・個人の方が認定 NPO 法人に対して寄附を行った場合
寄附金の支出額から 5 千円を控除した金額を、総所得金額から控除することができます。
- ・相続により財産を取得した方が相続財産等を寄附した場合。
寄附をした財産には相続税がかかりません。
- ・法人が行った場合。
一般寄付金の損金算入とは別に、損金算入が認められます。
(資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 5.0%) × 1/2



市民活動委員会開催のお知らせ

東三河後見センターでは、毎月1回市民活動委員会を開催しています。

今回は、5回にわたり成年後見制度の具体的な実務について体系的な研修を行います。

この講座に参加されれば、成年後見制度と、その一連の事務が理解できるように計画されています。

関心をお持ちの方はどなたでもご参加ください。

■場 所：豊川市社会福祉社会館（ウィズ豊川）

■時 間：午後7時～午後9時

■講 師：東三河後見センター事務局および専門職会員

■テーマ：7/15（水） 事例を検討し、申立書を書いてみよう（1）

8/19（水） 事例を検討し、申立書を書いてみよう（2）

9/16（水） 成年後見人等を受任してますすること

10/21（水） 成年後見人の財産管理と身上監護の実際

■参加費：東三河後見センター会員・無料 非会員・500円

■申込み：お電話で東三河後見センターへお申し込み下さい。当日参加も可。

電話：0533-80-2707

